

職域検診とフォローアップシステムの構築に関して ―主として法的観点からの検討―

研究分担者：川波祥子 産業医科大学 産業保健管理学
研究協力者：龍岡資晃（西綜合法律事務所）

研究要旨：職域検診における肝炎ウイルス検査の推進及びフォローアップシステムの構築のためには、社会一般、特に職域においてウイルス性肝炎に対する正しい知識を普及させ、治療方法をさらに進化させ確立させることなどによって、ウイルス性肝炎感染者に対して存在するとされる偏見や差別を防止していき、肝炎ウイルス検査の重要性とその目的に対する一般の理解を深めるなどの環境整備にも目を向け、検査に当たっては、事前に、検査をすること、その目的、検査の結果によっては専門医の診察を受け、発症の防止、早期治療等のフォローアップができるようにするなどの利用方法について、十分説明し、理解された上で、本人の事前の同意を得た上で実施するべきである。検査や検査結果の利用を本人の事前の同意を得ることなく、オプトアウト方式によることは、個人情報保護等の観点からプライバシーの侵害として不法行為となり得るなど適当ではない。検査を十分な事前の説明と本人の理解の下にその事前の同意を得て実施することが、長期的には職域検診、これに伴うフォローアップシステムの構築等を推進していくことに寄与するものと考えられる。

A. 研究目的

「効率的な肝炎ウイルス検査養成者に対するフォローアップシステム構築のための研究」の一環として、職域検診における肝炎ウイルス検査とその結果の利用としてのフォローアップを推進するための方策を、「肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究」(H23-実用化-肝炎-指定-004)の結果を踏まえ、主として法的観点から検討し、「職域検診における肝炎ウイルス検査実施のガイドライン」の作成の一助とする。

B. 研究方法

先に提出された「肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究」(H23-実用化-肝炎-指定-004)の各年度の総括・分担研究 報告書及び最終年度の総合研究報告書に提示された観点で

踏まえて、職域検診における肝炎ウイルス検査について、主として本人の同意の取り方などその在り方について、これに関する裁判例等を参考に、個人情報保護法等の法的観点から検討した。

C. 研究結果

I 肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別に関する研究を踏まえた総論的検討

1 上記研究(H23-実用化-肝炎-指定-004)の報告は、肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別が存在するとしており(後掲の上記研究の総合研究報告書 5 頁以下)、こうした偏見や差別が肝炎ウイルスに関する職域検診に対して見られるという消極的態度に関係し、阻害要因の一つとなっているように思われる。平成 26 年度に本研究で実施した意見調査においても、事業所の衛生管理者や産業保健専門職の 6 割以上が、職域で肝炎ウイルス検査が普及しない理由として、「機微な個人情報なので取り扱いたくない」という項目に

ついて全くそうだ、どちらかといえばそうだと回答している。そうであるとする、偏見や差別の解消には時間がかかり、容易でないが、こうした偏見や差別を徐々にでも解消していくことが、職域検診を推進する上でも、支えとなるものと考えられる。

その肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の解消していくための施策として、上記研究報告は、①ウイルス性肝炎に対する正しい知識の啓発・普及、そのための広報活動と教育、②ウイルス性肝炎の治療方法の開発・確立、③偏見や差別に関連する一般的な教育を柱として挙げている(総括報告書 35 頁等)

2 肝炎ウイルス検診を特に職域において推進し、適切なフォローアップがされていくためには、この検診の重要性と、検診の結果によっては専門医の受診の重要性について、十分理解されることが必要である。

そのためには、①ウイルス性肝炎の治療方法が日進月歩的に進歩し、検診で陽性の検査結果が出ても、早期に専門医に受診し、適切な治療等を受けることによって、発症あるいは病状の進行を抑止し、治癒することも可能であることなどが認識されること、②社会一般に、本研究に関していえば職域において、ウイルス性肝炎罹患を理由とする、合理的理由も必要性もない解雇や配置転換等の差別的な不当な処遇等がされないことと、そのことが周知徹底されることが肝要である。

Ⅱ 検診・専門医の受診勧奨段階に関する検討

肝炎ウイルス検査の結果は、いわゆる機微情報であって(個人情報の保護に関する法律 2 条 3 項にいう「要配慮個人情報」、政令 2 条参照)、特段の合理的な理由や必要性がないにもかかわらず、本人の同意なく取得し、利用し、漏洩することは許されない(同法 17 条、23 条等)(注)。その一方で、その検査結果は、本研究のテーマであるフォローアップ、当該対象

者本人の精密検査や早期治療等に活かされなければならない、そのためのウイルス性肝炎対策に関する研究、施策にも活用され貢献することが期待される。本研究の取り組むべき課題の一つは、これらの一面において相克する利益の調整、調和をどのように求めているかということであると思われる。

(注) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)は、平成 27 年法律第 65 号(同年 9 月 9 日公布)により改正され、この改正法は、公布後 2 年以内に施行される。以下、この改正法を「新法」といい、本報告においては、新法の施行を前提として、検討する必要がある、以下の記述は、原則として新法による。

1 受検者に対する十分な説明と同意

(1) 肝炎ウイルス検査を適切に行うためには、①検査に対する十分な説明と、②その理解に基づく受検者の同意を得ることが必要であり、要をなすといえる。同意は、検査を実施することだけでなく、検査結果の利用についても必要である。

(2) 検査に対する同意

①検査の趣旨・目的、内容のほか、検査結果の利用方法等(専門医の受診の勧奨、照会等、さらには研究等の目的での利用など)の説明がされ、②これらを理解した上で、検査及び検査結果の利用について同意するものであることが必要である。

1) 同意を得るには、当然のことながら、その前提として、検査の趣旨・目的、内容、そして、検査結果を他に利用する場合にはその利用について、受検者が十分理解できる説明がされなければならない。

2) 同意は、そうした説明を十分理解した上でなされたものでなければならない(後述 IV 3(1)①の裁判例参照)。

(3)1) 受検者に対する説明としては、個別的にすることが最も丁寧で確実であるが、必ずしもそうしなければならないわけではな

く、要は、受検者が検査の趣旨・目的、そして結果の利用について十分認識し、理解することができるものであればよい。

後に同意の有無が争いになるなど紛議を避けるためには、少なくとも必要な説明がされ、理解されたことを記録化しておくべきであろう。記録化には、受検者の署名を求め同意書を作成しておくことが、最も確実である。

2) 個別の書面等による以外の方法としては、労使交渉、協定の中で、必要事項・内容を、十分に説明し、了解・合意を得ておき、議事録、協定書等に書面化して記録に止めておくことが考えられる(注 1)。

なお、組合・職員団体非加入の者に対する関係では、別途説明と同意が必要であるが、その方法としては、健康診断受検の際、肝炎検査をすることを、個別的に知らせるほか、書面やメール、あるいは広報誌、掲示等、記録に残る方法・形式で知らせることが考えられる(注 2)。

(注 1) ここでの了解・合意内容は、特段の事情のない限り、組合員等に伝えられ、組合員等はこれを了解、承知して受検したものと推認される根拠となり得よう。検診等に同意しない者は、受検しないのが通常であろうから、受検した以上は、特段の事情がない限り、同意して受検したものとみることができないわけではないように思われる。しかし、後述(Ⅲ 1)のような個人情報保護法の扱い・趣旨からは、検査に先立って個別に同意を確認すべきであろう。

(注 2) これらが、一般に容易に知り得る状態にあったならば、受検を希望しない者は、受検しないであろうから、受検した者は、特段の事情のない限り、同意したものとみることができないではないが、やはり、前述(注 1)の場合と同様、検査に際して、個別的に同意を確認すべきであろう。

3) 書面・掲示等や説明、労使間で合意を得る際にはもちろん、個別の事前の合意を取得するに際しては、肝炎ウイルス検査についての同意とその結果の利用に関しては、結果

によっては、専門医の受診を勧奨すること、専門医を紹介することなどを説明し、書面に掲記しておくことが、検査を推進する上でも効果的であろう。

特に、検査結果情報の第三者提供・利用については、どこまで同意したか、同意の内容が問題となることがあり得るから、事前に明確に説明し、説明内容を記録化しておくべきであろう。

(4) オプトアウト方式の利用

事前に書面による同意を取ることが受検・受診を躊躇させるなどとして、オプトアウト方式の利用が議論されているが、後記(5)のような理由から相当ではないであろう(注)。

(注) もっとも、事前の明確な同意がなかったとしても、受検者に対し、検診の目的等を十分に説明し、理解してもらった上で、検査に応じていた場合には、実質的に同意があったものとみることができないわけではなく、明示的な同意、書面による同意がないからといって、直ちに違法・不当ということはできないように思われる。とはいえ、個人情報保護法の趣旨からはもとより、無用な紛議を避けるためにも、事前の同意によることとすべきである。

(5) 検査結果を受検者以外に通知し、他の目的に利用することについて

いわゆる機微情報の取り扱いとして、後述のとおり、無断利用は違法行為になるところから、より慎重が必要である。上述したように、検査結果がどのように利用されるか、その目的等について、事前に十分説明され、その上で同意されていることが必要で、これを原則とすべきであって、オプトアウト方式には拠れない。

(6) 肝炎検査と早期受診の重要性の理解

肝炎検査と早期受診の重要性の理解が浸透すれば、検査に対する事前の了解を取ること、それほど抵抗がなくなり、検査の推進

にもつながることが期待される。当初は、時間や手間がかかり、却って抵抗感を生じさせるなど、検査の促進にマイナスになるように思われるかも知れないが、長期的に見た場合には、この方がトラブルを少なくし、肝炎ウイルス検査自体に対する理解を浸透させていき、検査の推進に寄与することにもなるのではなかろうか。

Ⅲ 個人情報保護の観点から

1 個人情報保護法による保護

(1) 肝炎ウイルス検査結果はもちろん、検査を受けたこと自体も、個人情報として法的に保護される。

1) 新法では、「個人情報」の定義が明確化され(2条1項)、「要配慮個人情報」の規定が新設されている(2条3項)。

「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴など、取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいい(新法2条3項。いわゆる機微情報)、肝炎ウイルス検査結果は、「要配慮個人情報」に当たる(注1)。

要配慮個人情報が、他の個人情報と別異に取り扱われるのは、「差別の原因となる個人情報の不必要な取扱いを制限し、もって個人情報に基づき不合理な差別的取扱いを受けるといふ権利利益侵害の発生を防止することにある。」とされている(注2)。

(注1) なお、政令2条、個人情報保護委員会・個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの新法2条3項に関する項参照。

(注2) 立案当局者の説明(内閣法制局への説明資料)

2) 新法は、個人情報データベース等を事業の用に供している個人情報取扱事業者(新法2条5項。国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人は除かれている(同項1～4号。))について、法令に基づく場

合など一定の場合を除き、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得することはできず(新法17条2項1～4号)、第三者に提供することが禁止されている(新法23条1項1～4号)。

なお、新法76条1項は、個人情報取扱事業者等のうち、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的であるときは(同項3号)、同法23条等の規定は適用しないとしている。

仮に、新法23条の適用が除外されているとしても、要配慮個人情報、特に肝炎ウイルス検査結果等については、取得あるいは第三者利用の目的・内容等によっては、あらかじめ本人の同意を得ておくのが相当であると思われる。そうすることによって、検診及びフォローアップを円滑に進め、無用な混乱や紛争等を未然に防ぐことになるとと思われる(注)。

(注) なお、行政機関については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律8条(利用及び提供の制限)、独立行政法人等については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律9条(利用及び提供の制限)参照。

3) 同意の取得方法—特にオプトアウト方式については、新法23条2項の括弧書で、要配慮個人情報が除かれていることからすると、新法は、要配慮個人情報については、オプトアウト方式による第三者への提供はできず、要配慮個人情報を取得して第三者に提供するには、あらかじめ本人の同意が必要で、事後的に同意を得て追完することはできないとしたものと解される。

具体的な同意の取得方法について制限や定めはないが、その要件については、なお政令や、分野ごとの個人情報保護指針等(前掲ガイドライン参照)に拠るが、上述したとおり、有効な同意であるためには、同意の内容を認識し理解した上での同意でなければならない、

本人が実質的に同意したことが必要である。

4) なお、肝炎検査の結果の適正有効な活用という観点からすると、個人情報の取り扱い・保護については、その目的等による合理的な解釈によって対応できる場合もあると考えられるが、問題や疑義も少なくないことから、今後発出される政令を注意する必要があるとともに、特に医療関係については特別法の制定が望ましい(注)。

(注) 読売新聞平成 28 年 2 月 3 日朝刊は、遺伝子データの規制と活用について、改正個人情報保護法の施行を前に、政府は策定中の政令や指針で対処できないか模索中だが、医療ゆえの特殊性などから、小手先の解決ではなく、特別法を作るべきだとの意見があり、特別法の議論が急務だとしている。

(3) 個人情報の共同利用

新法 23 条 5 項は、個人データの第三者提供に関して、個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合や、特定の他企業との間で相互に交換して、個人データを共同して利用するような場合(新法 23 条 5 項 1 号、3 号等)、当該個人データを受ける者は、同条 1 項～4 項の適用について第三者に該当しないものとしている。

共同利用の場合に第三者利用の規制が適用されない理由は、共同利用のために個人データの提供を受ける事業者は、個人データの提供を受ける業者と一体のものとして扱われることに合理性があるためとされる(前記ガイドライン新法 23 条 5 項関係参照)。

Ⅳ 検診結果等の利用と違法・不当な利用に関して

肝炎ウイルス検査や、検査結果の利用に関しては、既述のとおり、事前の同意によるべきであり、無断実施や無断利用は原則として違法とされる。

1 個人情報保護法による保護

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者が、新法 17 条に違反して要配慮個人情報を取得した場合、個人情報保護委員会からの勧告、命令の対象になり(新法 42 条 1 項、2 項)、本人は、事業者に対して、利用停止等を請求でき(新法 30 条 1 項)、事業者に対し利用停止等の訴えを提起することができる(新法 34 条 1 項)。

個人情報の不正提供、盗用等については、新法 82 条以下に罰則規定が置かれている。

2 刑事罰による保護

なお、肝炎ウイルス検査、その結果についての漏洩等は、場合によっては、刑法上の犯罪である秘密漏示罪(医師等一定の者につき、刑法 134 条 1 項)、名誉毀損罪(刑法 230 条)に該当する場合があります(注)。

(注) なお、関係する特別法にも罰則規定が置かれており、例えば、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 73 条 1 項は、医師が感染症の患者であるかどうかに関する健康診断等に際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する旨規定している。

3 民事法上の責任

肝炎ウイルス検査に関して、本人の同意なく、検査を実施し、その結果を漏示したり利用した場合、民事上の不法行為(民法 709 条以下)あるいは債務不履行(民法 415 条以下)の責任を問われることがある。

(1) 肝炎ウイルス検査に関する裁判例は乏しいが、次の裁判例が参考になる。

①東京地方裁判所平成 15 年 6 月 20 日判決(労働判例 854 号 5 頁、判例秘書 L05832506)

この判決の事案の概要は、以下のとおりである。

大学卒業予定者であった原告は、就職希望先(被告)の面接試験をパスし、診療所で健康診

査を受けた後、被告の指示で B 型肝炎ウイルス検査であることを知らされないまま、血液検査を受けた。診療所の医師から被告に検査結果が陽性で感染による肝炎の所見がある旨通知され、被告の職員は、原告に肝臓に異常があることを説明し、精密検査を受けるように勧め、原告も同意し、B 型肝炎ウイルス感染の有無、ウイルス量、感染力等判定のための精密検査を受けた。その際、原告は、医師から肝臓のどこが悪いのか治療のため詳しく調べると言われたが、前の検査の結果が陽性で、肝炎を発症していることや、今回の検査が B 型肝炎の有無を調べるためのものであることは知らされていなかった。その後、原告は、医師から B 型肝炎ウイルス感染による慢性の活動性肝炎であり、定期的受診が必要である旨知らされ、被告から採用されなかった。

そこで、原告は、被告に対し、不採用となったことのほか、無断で B 型肝炎ウイルス検査や精密検査を受けさせられたことで精神的苦痛を蒙ったなどとして、不法行為による損害の賠償請求訴訟を提起した。

裁判所は、不採用については不法行為の成立を否定したが、B 型肝炎検査については、本人に対する説明も本人の同意なく、プライバシー権の侵害に当たり、不法行為が成立するとして、被告に対し損害賠償として慰謝料の支払を命じた。

その理由は、特段の事情がない限り、採用に当たって B 型肝炎ウイルスの検査を行う必要性はない、本件の場合も、被告の業務に照らし、応募者の能力や適性の判断のために検査をする必要性に乏しく、これを必要とする特段の事情も認められない、最初の検査については、事前の説明もなく、原告の同意も得ていないし、その後の精密検査についても、原告には前の検査結果が陽性であったことや、精密検査の内容が知らされておらず、検査に同意したと認められないから、何れもプライバシー権の侵害に当たるとしたもので

ある。

この判決が説示している理由からすると、一般従業員に対する検査の場合についても同様と考えられ、肝炎ウイルス検査は法定健診事項に当たらず、標準的感染予防の方法により、通常の業務に支障はないとされることから、検査をする特段の必要性和合理性が認められないのに、本人の同意もなく検査を行った場合には、プライバシー権の侵害として不法行為となり、違法とされることになると思われる。本人の同意については、予め検査の目的と内容、その結果の利用方法等について知らされ、これを十分理解した上での、真意に基づく、実質的に同意したと認められるものであることが必要ということになるう。

②神戸地裁平成 17 年 3 月 25 日判決(判例秘書 L0605086)

この事案は、C 型慢性肝炎にり患している原告が、人材派遣会社である被告 Y1 に雇用され、被告 Y2 に派遣されて稼働中、被告らの従業員らが、原告の C 型肝炎り患を上司に報告し、そのり患を理由に解雇したとして、被告らに損害賠償を求めたものである。

本判決は、本件解雇が、原告が C 型肝炎り患事実を明らかにしてから、わずか 2 日後に解雇告知がされており、被告 Y1 が主張する解雇理由に何ら根拠がなく、C 型肝炎り患事実のみを理由としてされたとして、Y1 について不法行為の成立を認め、慰謝料相当額を認容している。

(2) 肝炎ウイルス検査に関する裁判例ではないが、HIV に関するものなど、参考になるものとして、次のような裁判例がある。

① 福岡高裁平成 27 年 1 月 29 日判決(判例時報 2251 号 57 頁、判例秘書 L07020040)

この判決は、HIV 感染症にり患した看護師に対し、病院の上司である副院長及び看護部長が本人の同意なく入手したり患情報に基

づき、勤務を休むように指示したことが違法であるとして、病院経営の医療法人に対する慰謝料請求を認容した福岡地裁久留米支部平成 26 年 8 月 8 日判決（判例時報 2239 号 88 頁）に対する控訴審判決で、以下のような理由で、一審判決を是認している。

1) 個人情報保護法 23 条 1 項の「第三者」に当たるか否かは外形的に判断されるべきであって、ある情報を保有する個人情報取扱事業者(法 2 条 3 項)および当該情報の主体である本人(同条 6 項)以外の者を意味するというべきであり、本件情報共有は、第三者提供に該当しない。

2) 本件情報共有は、院内感染の防止を目的として、一審原告の就労に関する方針を話し合うためであったのであるから、診療目的の範囲には含まれず、労務管理であったと認められ、法 16 条 1 項が禁ずる目的外利用に当たる。

3) HIV 感染症にり患しているという情報は、他人に知られたくない個人情報であり、本件情報を本人の同意を得ないまま法に違反して取り扱った場合には、特段の事情がない限り、プライバシー侵害の不法行為が成立する。

4) 被用者が労働契約に基づいて働き賃金を得ることは義務であるとともに権利でもあり、これを不当に制限することは許されず、病欠等被用者の都合により勤務を休む場合には、賃金の減少といった不利益をももたらすことからすると、被用者が病欠として勤務を休むについては、病気により勤務に耐えられる状況にない等勤務を休まざるをえないような合理的理由があるか、その自由な意思に基づくものでなければならず、雇用者が合理的理由なく、被用者に対して勤務を休むように指示するなどして勤務を休むことを強いることは不法行為になる。

② 東京地裁平成 15 年 5 月 28 日判決（労働判例 852 号 11 頁、判例秘書 L06832192）

この判決は、本人の同意を得ずに HIV 抗体検査が行われた事案について、次のような説示をしている。

1) 労働者の採用時における HIV 抗体検査はプライバシー侵害に当たるが、検査の実施に客観的・合理的必要性があり、本人の承諾がある場合に限り、違法性が阻却される。

2) 警察官に採用された者が採用時に同意なくして、合理的必要性もない HIV 抗体検査を受けさせられ、陽性との結果を示されて辞職を勧奨され辞職に至ったことは、違法な公権力の行使であり、国家賠償責任が認められる。

3) 医療機関が HIV 抗体検査を行うに当たり、被験者に実施及び結果通知について同意の有無を確認せず、漫然と検査を実施し、その結果を依頼者に伝えることは、プライバシーを侵害する不法行為に当たる。

③ 千葉地裁平成 12 年 6 月 12 日判決（労働判例 785 号 10 頁、判例秘書 L05550199）

本判決は、無断で HIV 抗体検査が行われた事案についてのもので、個人の HIV 感染に関する情報は保護されるべきであるとして、次のように判示している。

1) 事業主が従業員について感染の有無を知る必要性は通常認められないことから、事業主であっても、特段の必要がない限り、その検査等によって HIV 感染に関する従業員の個人情報を取得し、あるいは取得しようとしてはならず、特段の必要性もないのにこの検査を行うことはプライバシーの権利を侵害する。

2) HIV 抗体検査を実施する医療機関においては、たとえ事業主からの依頼があったとしても、本人の意思を確認した上でなければ HIV 抗体検査行っってはならず、また、検査結果についても秘密を保持すべき義務を負っているものというべきであり、これに反して、本人の承諾を得ないまま HIV 抗体検査を行ったり、本人以外の者にその検査結果

を知らせたりすることは、当該本人のプライバシーを侵害する違法な行為であると解すべきである。

④ 大阪高裁平成 19 年 2 月 20 日判決（判例タイムズ 1263 号 301 頁、判例秘書 L06220755）

この判決は、交通事故の被害者が加害者を相手方として申し立てた民事調停事件において、裁判所が診療録の文書送付嘱託をした場合には、調停の申立人である患者の同意を得ないで医師が診療録を送付しても、個人情報保護法 23 条 1 項 1 号の「法令に基づく場合」に当たり、正当行為として違法性を阻却され、患者のプライバシーを侵害する不法行為にはならないとしている。

D. 考察

職域検診における肝炎ウイルス検査を推進し、フォローアップシステムを構築するに当たっては、検査に消極的傾向が窺われるところから、(1)その理由の解明と対策について検討しておくことが有用であろう。別件の研究(H23-実用化-肝炎-指定-004)では、ウイルス性肝炎感染者に対する偏見や差別が存在すること、これを防止するためには、ウイルス性肝炎に対する正しい知識の普及と治療方法の進歩・確立、偏見や差別に対する一般的な教育が要諦となるであろうことが指摘されており、こうした防止策が、検査等の推進につながると考えられる。そして、(2)検査については、時間と費用の問題もあろうが、法的な観点からは、検査の重要性・意義に対する認識と理解を深め、その理解の上に立って、対象者から検査と検査結果の利用についての同意を得て実施されることが重要であると考えられる。同意の重要性については、これに関する裁判例等からも理解されよう。

E. 結論

職域検診において肝炎ウイルス検査を推進し、その結果を本人の発症防止、早期治療等に役立てるなどフォローアップに役立て、社会的な医療政策にも活用するためには、この検査の重要性・必要性についての理解が基礎となり、前提となる。そのために、検査及びその利用についての十分な説明と理解が重要であり、職域における肝炎ウイルス検査とフォローアップ等の検査結果の活用は、こうした十分な説明と理解を前提とした事前の同意の下に実施されるべきであり、そうすることが肝炎ウイルス検査を推進していくことに寄与するものと考えられる。

参考文献

- ・個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(平成 28 年 11 月)などの同法屋関係法令等の解説書等のほか、
 - ・第二東京弁護士会 情報公開・個人情報保護委員会編・完全対応 新個人情報保護法—Q&Aと書式例—(平成 29 年 3 月)
 - ・第二東京弁護士会 情報公開・個人情報保護委員会編・Q&A改正個人情報保護法—パーソナルデータ保護法制の最戦前—(平成 27 年 10 月)
 - ・前田恵美「個人情報保護法の改正の経緯と概要」等(特集「パーソナルデータの利活用と改正個人情報法」)(自由と正義 66 巻 9 号、平成 27 年 9 月)
 - ・産業保健大悪産業生態科学研究所編・産業保健版 個人情報の保護と活用の手引き(平成 19 年 2 月)
 - ・吉田謙一・事例に学ぶ法医学・医事法(改訂版)(平成 20 年 1 月)
 - ・甲斐克則編・ブリッジブック医事法(平成 20 年 1 月)
- など。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表(本研究に関わるもの)

1. 論文発表

・龍岡資晃(研究代表者)厚生労働科学研究費補助金(難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業(肝炎関係研究分野))「肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究」(H23-実用化-肝炎-指定-004)平成 23 年度～平成 25 年度各研究報告書(2012 年～2014 年)及び総合研究報告書(2014 年 3 月)

・龍岡資晃「ウイルス性肝炎患者に対する偏見や差別に関する研究について」学習院法務研究第 9 号 1 頁以下(2015 年 1 月)

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他